

第一回 參議院運輸及び交通委員會會議錄第二十七號

付託事件

○海運經營方式並びに船員管理に關する陳情(第十五號)

○日本通運株式會社の營業權並びに設備を海關係業者へ還元することに關する陳情(第十六號)

○海運經營方式並びに船員管理に關する陳情(第九十六號)

○海上輸送力緊急増強に關する陳情(第九十七號)

○鐵道營業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○海關見臨港鐵道線外三鐵道線拂下げに關する請願(第六十號)

○濱小倉鐵道線拂下げに關する請願(第六十三號)

○信越柏崎驛附近新川鐵橋の運搬機張工事施行に關する請願(第七號)

○山陰線の電化並びに廣島、松江兩市間直通列車運轉に關する請願(第九十九號)

○酒樽丹鐵道線拂下げに關する請願(第九十六十一號)

○四國鐵道線的全通促進並びに九、四連路省管航路運轉に關する請願(第九十八十六號)

○四國鐵道線的全通促進並びに九、四連路省管航路運轉に關する請願(第九十九十五號)

○四國鐵道線的全通促進並びに九、四連路省管航路運轉に關する請願(第九十九十五號)

○四國鐵道線的全通促進並びに九、四連路省管航路運轉に關する請願(第九十九十五號)

○四國鐵道線的全通促進並びに九、四連路省管航路運轉に關する請願(第九十九十五號)

○四國鐵道線的全通促進並びに九、四連路省管航路運轉に關する請願(第九十九十五號)

○宿府鐵道山手線拂下げに關する請願(第二十三號)

○四國鐵道線的全通促進並びに九、四連路省管航路の運轉に關する請願(第二十二號)

○後藤等、糸田兩鐵道線拂下げに關する請願(第二十五號)

○四國鐵道線的全通促進並びに九、四連路省管航路の運轉に關する請願(第二十七號)

○西彼杉半島の陸海運交通の整備に關する請願(第二十二號)

○關門港に外國貿易船の入港促進に關する請願(第二十五號)

○沿岸荷役業者の貨物自動車運轉に關する請願(第二十八號)

○山陰線余部鐵橋修理に關する陳情(第三十七十一號)

○橫須賀線運子、田浦間に沼間驛を設置することに關する陳情(第三百八十八號)

○中央線甲府、塩尻兩驛間外二線路の電化實現に關する請願(第三百二十七號)

○羽有線復舊に關する陳情(第四百二十號)

○小淵澤線の戰時統制撤廢に關する陳情(第四百三十一號)

○四國鐵道線全通促進に關する請願(第三百五十五號)

○備前河川間左津、荒砥間の鐵道敷設及び備前、豐河間外二線路に國營自動車の運轉を開始することに關する請願(第三百五十七號)

○備前河川間左津、荒砥間の鐵道敷設及び備前、豐河間外二線路に國營自動車の運轉を開始することに關する請願(第三百五十七號)

○備前河川間左津、荒砥間の鐵道敷設及び備前、豐河間外二線路に國營自動車の運轉を開始することに關する請願(第三百五十七號)

○備前河川間左津、荒砥間の鐵道敷設及び備前、豐河間外二線路に國營自動車の運轉を開始することに關する請願(第三百五十七號)

○桃ノ井、彼杉兩驛間に鐵道を敷設することに關する請願(第三百八十六號)

○四國鐵道線的全通促進並びに九、四連路省管航路の運轉に關する請願(第三百九十五號)

○都道府縣議會に管下鐵道無貨車車券交付に關する請願(第四百十一號)

○四國鐵道線的全通促進並びに九、四連路省管航路の運轉に關する請願(第四百十六號)

○九、四連路省管航路の運轉に關する陳情(第四百九十九號)

○中央線甲府、鹽尻兩驛間外二線路の電化實現に關する請願(第四百二十九號)

○中央線甲府、鹽尻兩驛間外二線路の電化實現に關する請願(第四百四十一號)

○大内驛、野村町間に國營自動車の運轉を開始することに關する陳情(第五百二十二號)

○都道府縣議會に國有鐵道無貨車車券交付に關する陳情(第五百二十七號)

○中央線甲府、鹽尻兩驛間外二線路の電化實現に關する陳情(第五百三十七號)

○國營電氣工事局開設に關する請願(第四百四十四號)

○福波線内の馬場、遠西間に國營自動車運轉開始に關する請願(第四百七十九號)

○中央線甲府、鹽尻兩驛間二線路の電化實現に關する請願(第四百九十九號)

○中央線甲府、鹽尻兩驛間二線路の電化實現に關する請願(第四百九十九號)

○中央線甲府、鹽尻兩驛間二線路の電化實現に關する請願(第四百九十九號)

○中央線甲府、鹽尻兩驛間二線路の電化實現に關する請願(第四百九十九號)

○中央線甲府、鹽尻兩驛間二線路の電化實現に關する請願(第四百九十九號)

○化實現に關する請願(第四百九十九號)

○宿宮電氣鐵道株式會社の鐵道線拂下げに關する請願(第五百四號)

○中央線東武信託所を一般貨客取扱い驛とすることに關する請願(第五百二十九號)

○鹿兒島縣山港を指定港とすることに關する陳情(第五百三十一號)

○福島縣郡、川俣間國營バスの運轉を開始することに關する請願(第五百三十七號)

○森井線明科、西森井間の京川手村花見に停車場を設置することに關する請願(第五百四十二號)

○江迎、白浦兩驛間に國營自動車運轉開始並びに同專用道路の改修に關する請願(第五百六十七號)

○富山港鐵道線拂下げに關する請願(第五百七十五號)

○八百津、鶴沼兩驛間に國營自動車の運轉を開始することに關する請願(第五百八十八號)

○大岡、竹田並びに大岡、佐伯各兩驛間に國營自動車の運轉を開始することに關する請願(第五百八十九號)

○岐阜縣太田、瑞浪兩町間に國營自動車の運轉を開始することに關する請願(第五百九十二號)

○東京、東京島間の急行列車復舊に關する陳情(第六百五號)

○關東、法憲並びに海上保安法案に關する請願(第六百三十三號)

○關東、法憲並びに海上保安法案に關する請願(第六百三十三號)

○關東、法憲並びに海上保安法案に關する請願(第六百三十三號)

○關東、法憲並びに海上保安法案に關する請願(第六百三十三號)

○關東、法憲並びに海上保安法案に關する請願(第六百三十三號)

○請願(第六百二十四號)

○津久見港を開港場に指定することに關する請願(第六百二十九號)

○海運管理運送に關する陳情(第六百十六號)

○船員保險法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○船舶法及び船舶安全法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國が施行する内閣貿易設備に關する海運工事に因り生ずる土地又は工作物の讓與又は貸付及び使用料の徵收に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國が施行する内閣貿易設備に關する海運工事に因り生ずる土地又は工作物の讓與又は貸付及び使用料の徵收に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國が施行する内閣貿易設備に關する海運工事に因り生ずる土地又は工作物の讓與又は貸付及び使用料の徵收に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國が施行する内閣貿易設備に關する海運工事に因り生ずる土地又は工作物の讓與又は貸付及び使用料の徵收に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國が施行する内閣貿易設備に關する海運工事に因り生ずる土地又は工作物の讓與又は貸付及び使用料の徵收に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國が施行する内閣貿易設備に關する海運工事に因り生ずる土地又は工作物の讓與又は貸付及び使用料の徵收に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國が施行する内閣貿易設備に關する海運工事に因り生ずる土地又は工作物の讓與又は貸付及び使用料の徵收に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國が施行する内閣貿易設備に關する海運工事に因り生ずる土地又は工作物の讓與又は貸付及び使用料の徵收に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國が施行する内閣貿易設備に關する海運工事に因り生ずる土地又は工作物の讓與又は貸付及び使用料の徵收に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國が施行する内閣貿易設備に關する海運工事に因り生ずる土地又は工作物の讓與又は貸付及び使用料の徵收に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國が施行する内閣貿易設備に關する海運工事に因り生ずる土地又は工作物の讓與又は貸付及び使用料の徵收に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國が施行する内閣貿易設備に關する海運工事に因り生ずる土地又は工作物の讓與又は貸付及び使用料の徵收に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

今後港務に關する問題、船員に關する問題に、すべてこの運輸交通の委員官に提案して貰ふことに事務當局とよく打合せしてありますから、この點も一つ御承知置きを願つて置きたいと思ひます。

○政府委員(舟山正吉君) 只今議題となりました法案の提案理由の説明をいたします。現行の勅令「國ニ於テ施行スル内國貿易設備ニ關スル港務工事ニ因リ生スル土地又ハ工作物ノ下付又ハ使用料ノ徴收ニ關スル件」は、昭和二十二年四月法律第七十二號を以つて、憲法施行に伴つて法律を以て規定すべき事項で勅令で規定したものは、本年十二月三十一日までは法律の效力を持つと規定されておりますので、現在有効なのであります。去る四月に國有財産法が改正になりまして、経費財産は法律を以て定める場合以外は、これを國有することができないことになつたのであります。従いまして昭和二十三年一月一日以降は無効となることとなつたのであります。併しながら港務の施設管理運営上、本勅令の内容を引續き存置させる必要がありまゝです。ここに法律を以てその内容を規定することとしたのであります。港務は現在第一種重要港と第二種重要港とに分れておりまして、前者は國がその築造に當り、後者は公共團體がその築造に當ることになつておるのであります。本法で對象となつておりますのは、明治四十年十月港務調査會及び土木會議の建議を經まして、主務大臣の選定いたしました第一種重要港でありまして、横濱港、神戸港、關門海峡には門司港、下關港及び小倉港を含むのであります。及び佐賀港の四港がこれであ

あります。これらの港務の修築は國費を以て支拂するものであります。適當は地元の公共團體に負擔金といたしまして、その費用の一部を負擔させることになつておるのであります。そうしてその半面に本工事によりましてできる埋立地、岩盤、堤防、港域等の土地及び工作物の中で、公用又は公共用といたしまして國有として左置いたす必要のあるもの以外ものは港務の建設、保存管理及び運営に當ります。運轉大臣が、その工事費の一部を負擔いたしました公共團體に、その負擔額の範圍内でこれを無償貸與いたしておりましたのであります。今後引續いてこの方針を採らうとするものであります。

次に從來から港務工事によりましてできまして港務施設を公共團體に管理いたさせますことが、港務の管理運営上適當でありますので、港務工事はよりまして生じましたところの土地又は工作物の中で、公共の用に供しますために國有としまして存置する土地又は工作物を、運轉大臣は、工事費の一部を負擔いたしました公共團體に無償でこれを貸付しまして、その維持管理に當らせると共に、その使用者から公共團體をして使用料を徴收せしめて、その收入となさしめておるのであります。以上が本法案の趣旨でございます。よろしく御審議あらんことを希望いたします。

○委員(板谷順助君) この法案に對する何か資料の要求ございせんか。私から要求したいと思ひますが、國有財産の全部といつてはなか／＼容易であります。港務地における國有財産の明細を一つ御提出を願ひたいと思

います。

○政府委員(小坂啓太郎君) 承知いたしました。

○丹羽五郎君 ちよつと點檢進行について、速記の方も大分制限されておる關係もありまして、先に船員保險法の方を速記がおる間にされた方がよいと思ひます。

○委員(板谷順助君) それでは船員保險法の一部を改正する法律案についての質疑を續行いたします。

○小泉秀吉君 この法律案が厚生省から提案をするということに決つたのは、一體いつ決つたのか、その的確な月日という、非常に混み入つたことを言ふようですが、若し分つておれば、何月の何日に決つたかということの答辭が、できれば伺いたい。

○政府委員(宮崎本一君) 只今の御質問でございますが、日取りは私もはつきり覚えておりませんが、家へ歸りますと分ると思ひますけれども、いつたかその筋の方へ兩大臣が出かけまして、いろいろ御相談をされて、それから閣議でその報告をされて、當分厚生省でやるということに決つたはずでございます。

○小泉秀吉君 それからこの改正案を一體法案にするまでに大體どういふ種類のものは、今までの行き方で行くと公議會を開くとか、或いは公議會を開く間がなければ、少くとも關係團體或いはその他の緊密な理解を持つておるところの意向を聞いて見るというやうなことが、深切にやる方法でもあろうし、又さういふことをやつておるやうに思ふのですが、これに對しては公議會を開いたのか、或いは公議會に準ずるやうな手段をお取りになつたのかど

うか伺いたい。

○政府委員(宮崎本一君) 只今の御質問でございますが、公議會は開いておりません、と申しますのは、この法案につきましても最初運輸省の方で起案をいたされまして、そのときにはいろいろお聞きになつたやうでございます。そうしてその後その法案につきまして、各省の間にいろいろ意見がございまして、その意見を纏めましてやつております中に、陸上の失業保險及び失業手当法案が段々固まつて参つたのであります。そこで各省の意見が纏まり、これをその筋の方のアツプブルーを賣うために話に参りましたところ、陸上の失業保險が固まつて参りますのでそれと合せる意見もございまして、又各省ともいろいろ相談をいたしておるうちに、すでに會期が終に近付きましてので、専ら早く公議會に提案することを急ぎまして、正式に公議會にかけます。船主側或いは海員側の方々の個人的な意見はとき／＼承つたつもりでございます。

○小泉秀吉君 今のお話であると、事情は公議會を開くという假に意圖があるやうなことは承し得ますけれども、關係者である船主團體或いは海員團體も、個人としては話は聞いたが、團體としては話を聞かないというやうなお話のやうですけれども、個人としてでも、團體としてでも、もう少し御深切がなければ、それだけの個人の意見を聞くくらいならば、さういふ同じ時間の内にもやり得るのではないかと私は思つてゐるのですけれども、併しやらなかつたというのなら、その點は又

仰しやつたように、餘り十分な御意見

かようなことに都合が決つたわけでありませう。それに伴つて本改正法案即ち船員に對する失業保險並びに失業手當の問題につきましても、段々と運輸省に御面倒をお願いいたしましたので、

立案もされ、又關係の向き／＼に顧み
と了解を求められておるといふような
段階にまで立至つておたのであります
が、これをお引受をして私どもの
方で立案すると、かよいなことになる
たわけであります。ところがその後こ
れ又先程宮崎政府委員から語がしまし
たごとく多少その内容につきまして關
係の向き／＼の間に意見等もあり、尙

又關係方面におきましても當時陸上の
勞働者に對する失業保險法並びに失業
手當法の内容について殷々とこれが固
まつて參りました。特員に對する同僚
の制度についての法律の規定もこれと
できさるだけ合わせようと、かような
意見もございました。運輸省において
立案されたものと比べて多少形が變り
たを得ないと、かようなことに相成

つたわけでありませう。立案に當りまして公聴會その他の適當な方法によりまして、或いは船舶所有者の方々、或いは船員の方々の意圖を、こ法律案の中に加えていく、こういう點については時間の關係もありまして、公聴會と申しますが、なんと申しますか、公けの意見は聞く會といふところまでには實は至り得なかつたので、この點誠に殘

念に考へておりますが、ただ従来船員
 保険法に關聯する法令の改正等につきま
 しては、船員保險に關聯する團體と
 して船員保險會という團體があるので
 あります。が、この團體の一つの機關
 といつたしまして、船舶所有者の方
 方、又海員の方々から成つておまゐる

専門委員会と、私どももあ申しており
ますが、これを数回開きまして、新た
に制定せらるべき本法の内容につき
ましては、段々とお話も申上げ、又御
意見も皆承つて参つておるような次
第であります。従来船員保険法の注
の改正という問題につきましては、同
様の手段によりまして、私どももいた
しましては関係の方々の御意見もで
るだけ拜聴し、又できるだけこれを注
案等の上に反映させるべく就いて参
つておつた次第でありますので、本
法案の過程におきまして同様の手段
でやつて参つたような次第でありま
す。決して重要な本法案、特にお話の
ごとく船員所有権にも、又船員にも重
大な利害関係に關する本法律案につ
きまして、私ども一個の考え方でどう
こうと、かような氣持であつたとい
したのでは毛頭ございせん。その點
一つ御了承をお願いしたいと存じ
ます。尚又失業保険或いは失業手当、
いづれにいたしましては陸上の労働者
に對しまして、御承知のごとく本國會
の御審議も経まして、すでに成立いた
してあります失業保険法及び失業手
當法の内容と事項が同様であります
るので、船員という特殊な立場にあり
ます關係上、どうしても違つなければ
ならん。こういう點を除きましてはで
きるだけ同様の内容を盛りようにか
たがた留意いたしましたような、次第
でございます。決して關係の向の御意
向を無視するとかなんとかいうよう
な氣持は、至頭もございせんことを、
くれぐれも御了承をお願いしたいと
存じます。

○小野重吉 小泉委員の御質問はまだ
結つておらないと存じますが、只今官

府政府委員並びに説明員から、船員保
險に關する所管の問題で従来の経過の
御説明を承つたのでありますが、それ
に關聯して私から御質問いたしたいと
思いますが、よろしくございします
か。

○委員長(板谷順助君) どうぞ。

○小野重吉 それでは船員保険法の一
部改正がこの委員会に付託されてま
し、目下審議いたしておりますが、
同時に極めて最近、財政及び金融委員
會に船員保険特別會計法案が豫備審
査のための審査として付託されておるの
であります。その内容を見ますと、
この船員保険特別會計法案の第二條に
「この會計は、運輸大臣が、法令の定め
るところに従い、これを管理する」とい
うふうな明文が置かれておりま
す。尚又船員保険特別會計法案を提案
された政府の理由といたしまして
は、こういうふうなことが書いてあり
ます。「船員保険法による船員保険事
業の經營が厚生大臣から運輸大臣に移
管せられるのに伴ひ、あらたに特別會計
を設置する必要がある」といふこと
が出ております。若しこの船員保険
特別會計法案のこの理由なり、或いは法
案の中の規定に誤りがないとするなら
ば、この船員保険法による船員保険事
業の所管というものは運輸大臣に當然
すでに移管されておるというふうに見
受けられるのであります。或いは正誤
表が出ておるのかも知れませんが、さ
うなつておるのを見ましたところではさ
うなつておるのを見ましたところではさ
うなつておるのか。やや船員保
險法の一部を改正する法律案の取扱
方と、船員保険特別會計法案の内容と
に食い違ひがあるように考へられます

ので、この點の明瞭なる御説明を承り
たいと思ひます。
○政府委員(宮崎大ニ君) 只今小野委
員から仰せになりました點であります
が、これは先程申上りましたように所
管が運輸省へ移るといふことの法案と
共に、特別會計の法案を出されたので
あります。その後大蔵省その他各省と
いろ／＼折衝いたしまして、いろ／＼
やつております内に特別會計法につ
いては船員保険法が常分厚生大臣が所管
すると同様、特別會計についても、
それは運輸大臣と書いてありますもの
は厚生大臣に返るといふことで關係方
面との話がついておるもので、若し
お手許にそういうものがないといひし
ますならば、それは大蔵省の方から出
しておるはずでございますが、全然聞
き違ひであると思ひます。若しそれが印
刷してありますれば正誤表に出してお
るのではないかと存じますが、私ども初
めてそれを承つたわけでございます。
○小野重吉 これは参議院公報を御覽
になりますれば分ります。六日附の参
議院公報に財政及び金融委員會に豫備
審査のため上つております。ですから
こういうふうな點は、餘程政府の方で
よく吟味をされてお出しにならなけれ
ば、やはり關係事項でありますので、
我々議員としては四方關係して研究を
いたしておるようなわけなんで、この
點をはつきり處理されるように特に要
望いたして置きます。

○委員長(板谷順助君) 連記を止め
て。
(連記中止)
○委員長(板谷順助君) 連記を續けて
下さい。船員保険法の改正について正
式に公聴會を開くことは、これは當然

のことであります。ところが政府委員
の説明によりまして、これに對
する手落があつた。今後は十分にこれに
對する最善の注意をするといふ意味の
御答辭があつたのであります。が、要
するにこの船員保険法の問題が、先般
厚生省から運輸省に移るといふことが
すでに閣議で決定しておつたにも拘
らず、その後關係方面の話もあつ
て、今日までに延び／＼になつておる
のであります。この問題を一日も早
く解決して、そして至急運輸省に移
すことに、運輸大臣初め運輸省の當局
においては最善の努力をせられんこ
とを、この委員會として希望いたして置
きます。

○國務大臣(松定吉君) 只今の委員
長の御希望は、御尤もだと思つたので
す。これはもう委員長の御指示通りの
考えを持つておるのであります。こ
れにはいろ／＼事情もございしますが、
その事情のことは、この席で申上げる
ことはお許しを願ひたいのであります
が、できるだけ限り努力をいたしまし
て、私の力で及ぶことであれば、そう
いうように實現をいたしたいと思ひま
すが、これはまあいろ／＼事情があり
ますから、必ずさうするといふ御確
約はできませんが、努力をいたしまし
て、いふことだけはお願いいたしまし
よう。

○小泉秀吉君 今の委員長の御發言に
對する厚生大臣の御意見を拜聴して、
私は委員の一人として誠に満足をし、
又厚く感謝を申し上げます。本件がた
だ管轄が違ふというふうなことではな
く、現在の二十萬の海員は、殊しく海
員組合或いはその他の團體を通して、
今委員長の御發言になつたようなこと

が、日本の海運を回復し、又それを再
建するといふことに最も必要な事項の
一つだと確信をしております。船員
中央労働委員會における發言において
も、又組合自體の總會においても、再
三そういう決議をしてあることである
のが、いろ／＼な關係で實現しないこ
とになつて、そのために船員は非常に
苦まつておるといふことは事實であり
ますから、今のような厚生大臣の御
發言を伺ひまして、誠に私は感激再建
のために願ひに堪えないと存するので
あります。尚この本案の具體的の審議に
當りまして、厚生大臣に特に伺ひし
たいことを一つ申上げたのでありま
す。それは、私はこの改正法律案につ
いて、幾多御質問を申上げ、又皆さん
と共に十二分に審議をしたと存する
のであります。が、何分にも會期が迫
つて、今日なんとかしなければこれが
流れてしまふといふような瀬戸際に立
ちましたので、この保險法の一部を改
正する法律案が成立しせんことにな
ると、大局から見ても船員の失業保險の
實施というものは非常に遅れることに
なりますから、それでそこに非常な
機嫌を持つておるのですけれども、具
體的に言つて、別表の第五表を見ます
と、五表の最後に、等級十七、百七
十圓以上という所に、比率が四十、三
十五といふようなことで打切つてある
のであります。これは平均報酬月額
が百七十圓以上は全部百分の四十しか
失業保險金は支拂われないといふこと
になるのであります。が、船員は海上勤務
の特殊性もあるし、報酬額を、船員
保險及び船員法では、最高が二百六十
七圓になつておるのであります。それ
を百七十圓で打切るというところは、甚

を百七十四で打切るといふことは、甚

さし進めた。奇平は一寺半より要所

をいたします。これで休憩いたします。
午後零時二十九分休憩

午後二時三十分開會
○理事(小野哲彦) それでは再開いた

します。國が施行する内國貿易設備に關する港灣工事に因り生ずる土地又は

工作物の譲渡又は貸付及び使用料の徴収に關する法律案に關しまして質疑を許したいと思ひます。

○新谷實三郎君 私はこの法律案について簡単に質疑をして置きたいと思ひ

ます。この法律條に依り行なはれてお
ます事務をそのまま法律に掲げたもの
と思ひます。そのいろいろの關係を法

律で以て明定した方がいいというので、法律案ができていと思うのです
が、從來こういう方法をおとりにな

つたために港灣におきましていろいろの問題が起るのじゃないかと思うの

です。むしろ國が相當の費用を出して、軍要港海につきましては國費で、

埋立地等のごときは、むしろ國の手に
おいてでき上つたものを一般に適當な

ものに譲與するといふような方法をとつて行きますと、重慶港灣について、**國が自分の考へる通りに管理運営**は、

して行くことができるというようないふがするのです。現在問題になつており

またその建設固だけでなしに後でやはたし出した重慶津梁におきまして、

り、港の運賃におきましても、管理者として公共團體が自分の意思に従つて

面白くない問題も起つておるわけである。そのためにいろいろの障礙運上する。そのためにいろいろの障礙運上する。

五

ありますから、公共団体に費用を出さして、その代りに埋立地その他の建造物、工作物を適當な値段で以て買戻すという方法をとるならば、むしろ國が自分で國費を出して港灣建設をや、そのでき上つた工作物とか或いはそれによつて生ずる土地を國の手で以て適當なところに譲與して收入を得るというふうにした方が、港灣の經營、運賃という面から行きますと、より効果的なような気がするのです。何故その點を改めることができないのか、當局の御意見を伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(後藤一書) 港灣工事はいわゆる港灣を一つの企業者という企業の對象となる性質のものでありますので、從來のこゝろより方々をやつておりましたのは、若し國でやることとしたとすると、國費の膨大なものを支出いたしますし、一方民間の企業意欲があまりなことに對して、國の費用を以て國が營造物を作つて行くことになりまして、民間の企業意欲を抑制するといふやうな結果にもなりますし、できるだけそういふことのないようにするといふことにして、民間の企業意欲を助成して行くことというのが主たる行き方のように考えるわけでございます。尤も特に對外貿易の重要なものは、國有物としての國が企業者の立場に立ちましてこゝろより方々をいたしました例は、横濱、神戸、及び關門にありますが、この港灣のやります各島の施設の營造につきましては、そのもの自體が公共性が非常に強いのでありますので、そゝして地方公共團體がその企業者の立場に立つものが大部分で

あります。そういう形から行きますと、或る程それを取つて國がやつたら宜いんじゃないかという議論の途も出ると思ひますけれども、非常に致が多くありますし、各々やはその土地土地、各都市が自分の都市の發展というやうなことを考えまして、いろいろと計畫をいたして行きます點も、やはりそういうものに任した方が民間の企業意欲を活かし、且つ民間の業を進展させる機會を與えることになりまして、又財政上から行きますと、國費を多額に支出するといふやうなこともなく、それを助成するといふ行き方においてやつて行く方が宜いというのが從來からの考え方でありまして、これを今でもその方が我々としてもいいといふ考えを以て、この方法を取つておるわけでありまして。

○新谷實三郎君 私が主として對象に取り上げております港灣は、今後段にお話になつたやうな、主として外國貿易に使用しよう、國が自分で管理をして建設をし派發するといふやうな港灣を取り上げておるのであります。重要な港灣でありまして、地方的なものについては、これは別個の問題としてお考え願ひたい。私の御希望したい點は、公共團體の方に費用を負担させる、そして後で土地或いは工作物を公共團體に譲與する、こゝろより仕組で参りますと、恐らく港灣を建設する場合におきまして、この公共團體の意思が相當に強く入つて来ることは當然であらうと思ふのであります。公共團體として出た費用を漸次に回収するといふことを從來とも考えられて来たのであります。本當に外國貿易な

んかに最も適當な港灣の設備をするといふことを、むしろ第二義的に考えられる傾向がありはしないかと思ふのであります。埋立地のごときは、或る程度年限が経ちますと、必ず相當の値段で以て賣れるわけでありまして、國がやりまして餘りその額は國として大きな負擔にはならない、恐らく公共團體がやられる場合におきまして、恐らくこれは地方債で以てやられる場合が多いだらうと思ふのであります。國が國債を發行するの、地方債を發行するの、その間餘り違ふところがない、金融界に對する影響は變りはないんじゃないかという氣もしますし、一面國全體としてその港灣をどういふやうに活用するか、どうあるべきかといふことを考へてやりますのと、公共團體が今申上げましたやうな願望から建設し派發するのとは、大分開きが出来ると思ひのであります。一例を挙げますと御承知のように、日本では倉庫問題について申しますと、非常に少い、倉庫が少い。それで大體において大きな倉庫は臨港地帯にあるわけでありまして、臨港地帯の倉庫といふものは、その都市だけの倉庫ではないものであります。その港灣から入つて来る、或いは出て行くいろいろな物資を倉庫で取扱うわけなのであります。ところが公共團體、公共團體だけではありません、公共團體が主として建設し派發するといふことになりまして、こゝろより他の市縣、他の都市といふやうな全體的な立場から考えませんで、その都市の利害といふことを主として考へるのは、又止むを得ないものと思ふのであります。でありますから同じやうな費用が要り、そしてそれ

が國債になるか、地方債になるかといふだけの相違であり、そしてその支出したものに對する收入と申しますか、後で土地や工作物を譲與したその價格といふものがどこかに入つて、来るわけでありまして、それが公共團體に入つて来ても、國に入つて来ても、その額は餘り變りはないんじゃないか、又その點が非常に殆んどどの場合においても收支が償われないものでありますれば別であります。大體におきまして今までの例で行きますと、臨港地帯に埋立地を造つた場合には、相當の収益を擧げ得るということでありまして、さしたる障礙がなくて、而も重要港灣の建設なりその後の管理派發なりにつきまして得るところが多いのではないかと、こゝろより考へるものであります。その點について實は尙今後この趣意で以て行かれるのは餘り面白くないといふ考えを持つのであります。が、尙今申上げますやうな點について御答辭を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(後藤一書) 今のお話の、公共團體が企業をしまして、國が企業をしまして、いずれ地方債、國債のことだからといふのは、一應は御尤もでありますけれども、又これを地方に渡せば、地方は地方的な考えで處理するといふやうなことがある。實際の處理に當りましては、一國の監督を要して、許可を要しておるわけでありまして、國といたしましては、國全體を考へて、その港の性質によりまして、おの／＼その處置に對して一定の指示を與えてやらしておるやうなわけでありまして、その點はどちらにいたしても同じやうなことであります。倉庫のことにつきましては、倉庫は全

國民營といふことを建前にいたしておりまして、終戦後非常な戦災を受けましたために、止むを得ず臨時に國費を以て一部建設したして應急の間に應ずることにはいたしましたけれども、これは極く特殊な例でありまして、今までもにおきましては、倉庫につきましては完全な民業を以てやつて来ておるやうなわけでありまして、それで極く特殊な國の輸出入貿易の重要な點である場所につきましては、御承知の通り横濱、神戸には國の營造物を國で造つて、そのまゝ國の管理に屬しておるのがありますけれども、それ以上までに國の管理權を直接に擧ぐるといふことは、却つて只今申上げましたやうに、民營の仲長を擧げるといふことになると、民營のなかろくかといふことが一つ考えられます。そのと、埋立のごときは成る程或る時機には高い値段で賣れて、收支の點で行けば國でやつても決して損になることはないのであります。けれども埋立地が埋立地として十分使えます。ば、港内港路或いは泊地の新設といふやうなもの、或いは波を除きますところの防波堤といふやうな基礎的な、而も直接の収益を上げることの非常に困難なマインズの部分が大部分であります。そういうやうな點を考えますれば、埋立の費用を以てしても、その上のパランスになるかどうかといふことについては、尙疑問の點があります。従つて國でこれを管理し派發することが必要だといふものは、やはり公共團體なり或いは民間なりの企業意欲を促進させ、或いは起させるやうな行き方を取つて指導して行く方がいいのじゃないかといふ考えを以て

あります。そういう形から行きますと、或る程それを取つて國がやつたら宜いんじゃないかという議論の途も出ると思ひますけれども、非常に致が多くありますし、各々やはその土地土地、各都市が自分の都市の發展というやうなことを考えまして、いろいろと計畫をいたして行きます點も、やはりそういうものに任した方が民間の企業意欲を活かし、且つ民間の業を進展させる機會を與えることになりまして、又財政上から行きますと、國費を多額に支出するといふやうなこともなく、それを助成するといふ行き方においてやつて行く方が宜いというのが從來からの考え方でありまして、これを今でもその方が我々としてもいいといふ考えを以て、この方法を取つておるわけでありまして。

○新谷實三郎君 私が主として對象に取り上げております港灣は、今後段にお話になつたやうな、主として外國貿易に使用しよう、國が自分で管理をして建設をし派發するといふやうな港灣を取り上げておるのであります。重要な港灣でありまして、地方的なものについては、これは別個の問題としてお考え願ひたい。私の御希望したい點は、公共團體の方に費用を負担させる、そして後で土地或いは工作物を公共團體に譲與する、こゝろより仕組で参りますと、恐らく港灣を建設する場合におきまして、この公共團體の意思が相當に強く入つて来ることは當然であらうと思ふのであります。公共團體として出た費用を漸次に回収するといふことを從來とも考えられて来たのであります。本當に外國貿易な

んかに最も適當な港灣の設備をするといふことを、むしろ第二義的に考えられる傾向がありはしないかと思ふのであります。埋立地のごときは、或る程度年限が経ちますと、必ず相當の値段で以て賣れるわけでありまして、國がやりまして餘りその額は國として大きな負擔にはならない、恐らく公共團體がやられる場合におきまして、恐らくこれは地方債で以てやられる場合が多いだらうと思ふのであります。國が國債を發行するの、地方債を發行するの、その間餘り違ふところがない、金融界に對する影響は變りはないんじゃないかという氣もしますし、一面國全體としてその港灣をどういふやうに活用するか、どうあるべきかといふことを考へてやりますのと、公共團體が今申上げましたやうな願望から建設し派發するのとは、大分開きが出来ると思ひのであります。一例を挙げますと御承知のように、日本では倉庫問題について申しますと、非常に少い、倉庫が少い。それで大體において大きな倉庫は臨港地帯にあるわけでありまして、臨港地帯の倉庫といふものは、その都市だけの倉庫ではないものであります。その港灣から入つて来る、或いは出て行くいろいろな物資を倉庫で取扱うわけなのであります。ところが公共團體、公共團體だけではありません、公共團體が主として建設し派發するといふことになりまして、こゝろより他の市縣、他の都市といふやうな全體的な立場から考えませんで、その都市の利害といふことを主として考へるのは、又止むを得ないものと思ふのであります。でありますから同じやうな費用が要り、そしてそれ

が國債になるか、地方債になるかといふだけの相違であり、そしてその支出したものに對する收入と申しますか、後で土地や工作物を譲與したその價格といふものがどこかに入つて、来るわけでありまして、それが公共團體に入つて来ても、國に入つて来ても、その額は餘り變りはないんじゃないか、又その點が非常に殆んどどの場合においても收支が償われないものでありますれば別であります。大體におきまして今までの例で行きますと、臨港地帯に埋立地を造つた場合には、相當の収益を擧げ得るということでありまして、さしたる障礙がなくて、而も重要港灣の建設なりその後の管理派發なりにつきまして得るところが多いのではないかと、こゝろより考へるものであります。その點について實は尙今後この趣意で以て行かれるのは餘り面白くないといふ考えを持つのであります。が、尙今申上げますやうな點について御答辭を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(後藤一書) 今のお話の、公共團體が企業をしまして、國が企業をしまして、いずれ地方債、國債のことだからといふのは、一應は御尤もでありますけれども、又これを地方に渡せば、地方は地方的な考えで處理するといふやうなことがある。實際の處理に當りましては、一國の監督を要して、許可を要しておるわけでありまして、國といたしましては、國全體を考へて、その港の性質によりまして、おの／＼その處置に對して一定の指示を與えてやらしておるやうなわけでありまして、その點はどちらにいたしても同じやうなことであります。倉庫のことにつきましては、倉庫は全

の自國が公共性が非常に強いものである。その中で、そして地方公共團體がその企業者の立場に立つものが大部分で

と云うことを従来とも考えられて来たのでありまして、本當に外國貿易な

と思ふのであります。でありますから同じような費用が要り、そしてそれ

だしても同じようなことであります。倉庫のことにつきましては、倉庫は全

な行き方を取つて指導して行く方がい

今でもやつておるわけでありませう。

○新谷三郎君 今の政府委員のお話ではまだ私十分納得できないのであり

ます。神戸、横濱のようなもののみならず、向後にも何れは大阪とか向後要港が相當あるわけでありませう。そ

ういふ港につきます。或いは今後大分情勢が變りましたから、新らしく相當の港を建設しなければならんかも知れません。そういう場合におき

ましても將來を考へまして、内國貿易は勿論、外國貿易にも相當大きく活用しなければならんという港を建設し

て、今私が申し上げたような主義によつて建設された方がよいといひますが、この點の質問は私としては大體これで打切つて置きます。ただ當局に申上げますが、現貨に今までの

きたいと思ひます。政府は港法とい

うものを提案して、港地帯を設けて港行政を一元化する考へはないので

あります。その點をお伺いします。○政府委員(後藤一君) 港法の制定につきましては、随分古い時から實

は要請がありまして、又當局者といひましても數回提案をいたしましたこと

ありますが、未だいろいろの點から議會にお諮りして法律にするまで至つて

おらんわけでありませうが、最近新らしい憲法になりましてから、各種の法案の整備をいたさなければならん。港法の整備をいさなければならん。港法

が、その點政府のお考へはどうい

う考へをもつておりますか、お伺いいた

します。○政府委員(後藤一君) 港法と商港との區分は極く概念的に申せば簡單

のようでありませうが、今御質問の通り實際に當りますとなく、複雑であり

ます。全くの漁船の基地だけといふところでも、他の物資が入つて参ります

と商港的色彩を帯びて参ります。又純然たる商港の積りでありませうが、その内に漁船が入つて参るとこれが漁港的色彩になつて参ります。この點に

つきましては、港法と商港との間に一

つて御相談申上げて、いすれで以て御世話するといふことを、分け合つて

扱つておるようなわけでありませう。兩省の間におきましては、そういうふう

に緊密な連絡を取つておられますから、その間少し支障がないのでありませ

う。これは港法だけ、これは商港だけといふような意味での區分になりませ

う。今お話の通り判然せんのが區分あります。○丹羽五郎君 純然たる商港港とい

ますと、總トン数一萬トン、二萬トン

という船舶港に横付けになつておる

という状況ではつきり分つたのであり

ますが、今日日本の國は一つの制約を以ちまして、商港のトン数に對しても

一つの制約を受けておる。又今商港は極く僅かな噸あたりのトン数であります

ところ、漁船は調期的にこの食糧を充實するに相當の漁船が建造されて参つておるのであります。只今のところでは商港と漁船とは噸数におきま

されたと、又我々がこの法案を審議

する時間が殆んどないというやうなこ

とで、こういう明瞭な法案を今まで提

案がなかつたといふことは、關係方面

の折衝がつかなくなつたので、提案がな

かつたのだと、私もはかばかしく思

もりですか。

○政府委員(舟山正吉) 只今の現行法によりまして、これは公共團體に拂下げ得ますし、又私人へも拂下げるわけでありませう。

○理事(小野哲也) 皆さんにお話いたしましたことが、只今議題になつております。この法律案につきましては、他に御質疑がございませうでしたら、一應質疑が終了したものといたしたいと思ひますが、御異議ございませうか。

○理事(小野哲也) 御異議ないと思ひます。

それでは引續きまして船舶法及び船舶安全法の一部を改正する法律案に關しまして質疑を許します。

○理事(小野哲也) 理事丹羽五郎(理事小野哲也退席 理事丹羽五郎 委員長席に就く)

○小野哲也 船舶法に關して私から簡單に政府のお答えを頂きたいと思ひますが、先づ第一はこの法律は明治三十二年に制定されたものに關して、おのゝかりまして、我が國の今日の實情から見まして、相當改正を要する點があるのではないかと、かように思ふのでありますが、例えば日本船舶たる安船事件等の規定は、根本的に考え直して見る必要があるのではないかと、從つて船舶法の全面的な再検討をなす必要があるように考えられますが、これらの點に關して政府の御所見を伺いた

い。

第二點はこの法律の第二十一條であつたと思ひますが、いわゆる船舶札船、こゝういふものは現在どれくらいあるのでしょうか。

第三といたしましては、この船舶札

船に關する事務は地方廳即ち府縣廳で行なつておると聞いておりますが、府縣廳では専門的な技術者も非常に少ない、殆んどないといつていいくらいで、とかくその位置が正確を失する場合があります。この點は今後どういふふうに府縣廳を指導されて行かれるつもりであるか。以上の三點について伺いたいと思ひます。

○政府委員(有田喜一) 第十一の御質問である船舶法を根本的に改正する必要はないか、こゝういふお尋ねのようには承るのではありません。御指摘の通り船舶法は明治三十二年の制定の法規でありまして、又聯合國司令部の指令の趣旨から見まして、今御指摘の通りに日本船舶の資格要件などに關する制限など、根本的に検討すべき點があることは、政府としてもよく承知してゐるものであります。併しこの問題は相當慎重に研究する必要があるもので、折角我々も研究中でございます。今回は取敢ず昨日も申上げましたように、新法の施行に伴つて、差當つて必要な改正をするということに止めた次第でございます。この點御了承を願ひたいと思ひます。

第二の船舶札船がいくらかということとは、記憶いたしておりませんので、説明員から申上げたいと思ひます。

第三番目の船舶札事務は府縣廳で行つておるが、正船を失しておるといふことは、誠に御指摘の通りであります。我々もいたしましてこの府縣廳の扱いを何とか變えて行きたいといふので、寄附金研究もしております。或いは直接管轄官廳にやらしたらどうかといふようなことも、一應は考

えておるのであります。御承知の通り府縣廳の事務も最近非常に急變し、かつある最中でありまして、このどさくさに於いてやるといふこともどうかと考へまして、この問題はまだ表面化しておりませんが、内面におきましては只今相當研究を進めて、機會があるならば或いは直接管轄官廳に移したいといふことも考へておるのでござい

ます。

○理事(丹羽五郎) 今小野君の質問に對して、船舶札船の隻數その他について、解釋説明員の方で説明して頂きたいと思ひます。

○説明員(齋藤長平君) 今ここにはつきりした數字は持つておりませんが、大體三十萬トンの前後と考へられます。

○理事(丹羽五郎) 隻數は……。

○説明員(齋藤長平君) それはちよつと分りません。

○理事(丹羽五郎) 小野君に代つてお聞きしますが、總トン數五トンの以上二十トンの船舶のことでありませうか。

○説明員(齋藤長平君) さうでございます。

○新谷實三郎君 船舶法の根本的な改正は、近江中御提出になるものでありますからそのときに願ひますが、船舶安全法に關しまして戦時中からいろいろの特例が出ておつたやうですが、今日ではこの船舶安全法に關する限り、船舶の航行に關する限りは、例の國際條約をそのまま實行してゐる。つまり國際條約に合致した船舶安全法の運用をやつて行くといふふうに了解してよろしいでしょうか。その點先ず伺ひます。

○政府委員(有田喜一) 御指摘の通り戦争中は戦時特例その他によりまして、相當船舶安全法の特別な扱いをして参つたのであります。今日はそれは全廢しておりますので、一應國際條約といふ言い過ぎかも知れませんが、一般の國際條約によつてやらなければならぬことに相成つております。

○新谷實三郎君 船舶安全法の關係で、貨物船に對する無線電信施設の整備の問題であります。これも大體條約の要求している程度にいつているのでしうか。

○政府委員(有田喜一) 遺憾ながら今完全にはその通りになつておるとは申せませんが、若々無線施設を今整備して段々とその方向に變へつつあるやうな次第であります。

○新谷實三郎君 それからこの「船舶法及び船舶安全法の一部を改正する法律案」と別名に最近提出されました「昭和二十二年法律第七十二號日本國憲法施行の現に效力を有する命令の規定の效力等に関する法律の一部を改正する法律案」との關係についてであります。結局船舶法及び船舶安全法に關する限り、今議院になつております法律案によつて大體命令事項で新法の上下から實つて困るものを法律に懸けたといふやうに、提案理由でも述べたやうである、その通りに考へておつたのですが、實はこれはなにか間違ひがあるのじやないかと思ひますが、今附された正誤表によりますと、この昭和二十二年法律第七十二號の關係の法律案中の正誤として、最後に船舶法施行規則、船舶安全法施行規則、船舶札規則といふものが載つておるので、これでいきますと、結局この法律の改正をしなかつて、現行の船舶法施

行規則、船舶安全法施行規則、船舶札規則がそのまゝ法律になるという法案ですが、これはなにか正誤表の間違いではないかと思ひますが、この點は特に兩方共出しになる必要があつてお出しになつたのか、或いはそれがどうかかが間違つておるのか、如何ですか。

○政府委員(有田喜一) 實は當初から我々は今お手許に配付しておるやうな船舶法及び船舶安全法の一部を改正する、こゝういふ方針で進んでおつた。處が途中關係方面のアツプールが少し遅れるやうなことで、果してこの議會中に一部改正が間に合つかどうかといふことが非常に疑念になつてきた。そこで一方第七十二號でございますが、今御指摘の法律の方に、それでは外の法律も相當延期されるのがあるから、その方の中間入をして、延期の方をやつたらどうかといふことでございまして、從つてその印刷のやうな方向でいつておるのですが、一昨々日でございます。突然又我々の當初考へておつたこの船舶法及び船舶安全法の一部改正といふ方の承諾を得たので、そこで追つかけまして、急ぎ衆議院なり參議院の方に一部改正案を提出したわけでありませう。同時に一方第七十二號關係の法律の方のものを修正して貰ふといふことで進んでおるのであります。恐らくお手許にあるのは、その修正される前の案が印刷になつておるのじやないかと私は想像いたしたのであります。司法委員會でその問題を扱つておりますが、私どもの今日まで了解しておるところでは、司法委員會で修正の手續を執りましたか、或いは印刷の誤謬の手續を執りましたか、その邊

り戦争中は戦時特例その他によりまして、相當船舶安全法の特別な扱いをして参つたのであります。今日はそれは全廢しておりますので、一應國際條約といふ言い過ぎかも知れませんが、一般の國際條約によつてやらなければならぬことに相成つております。

○新谷實三郎君 船舶安全法の關係で、貨物船に對する無線電信施設の整備の問題であります。これも大體條約の要求している程度にいつているのでしうか。

○政府委員(有田喜一) 遺憾ながら今完全にはその通りになつておるとは申せませんが、若々無線施設を今整備して段々とその方向に變へつつあるやうな次第であります。

○新谷實三郎君 それからこの「船舶法及び船舶安全法の一部を改正する法律案」と別名に最近提出されました「昭和二十二年法律第七十二號日本國憲法施行の現に效力を有する命令の規定の效力等に関する法律の一部を改正する法律案」との關係についてであります。結局船舶法及び船舶安全法に關する限り、今議院になつております法律案によつて大體命令事項で新法の上下から實つて困るものを法律に懸けたといふやうに、提案理由でも述べたやうである、その通りに考へておつたのですが、實はこれはなにか間違ひがあるのじやないかと思ひますが、今附された正誤表によりますと、この昭和二十二年法律第七十二號の關係の法律案中の正誤として、最後に船舶法施行規則、船舶安全法施行規則、船舶札規則といふものが載つておるので、これでいきますと、結局この法律の改正をしなかつて、現行の船舶法施

行規則、船舶安全法施行規則、船舶札規則がそのまゝ法律になるという法案ですが、これはなにか正誤表の間違いではないかと思ひますが、この點は特に兩方共出しになる必要があつてお出しになつたのか、或いはそれがどうかかが間違つておるのか、如何ですか。

○政府委員(有田喜一) 實は當初から我々は今お手許に配付しておるやうな船舶法及び船舶安全法の一部を改正する、こゝういふ方針で進んでおつた。處が途中關係方面のアツプールが少し遅れるやうなことで、果してこの議會中に一部改正が間に合つかどうかといふことが非常に疑念になつてきた。そこで一方第七十二號でございますが、今御指摘の法律の方に、それでは外の法律も相當延期されるのがあるから、その方の中間入をして、延期の方をやつたらどうかといふことでございまして、從つてその印刷のやうな方向でいつておるのですが、一昨々日でございます。突然又我々の當初考へておつたこの船舶法及び船舶安全法の一部改正といふ方の承諾を得たので、そこで追つかけまして、急ぎ衆議院なり參議院の方に一部改正案を提出したわけでありませう。同時に一方第七十二號關係の法律の方のものを修正して貰ふといふことで進んでおるのであります。恐らくお手許にあるのは、その修正される前の案が印刷になつておるのじやないかと私は想像いたしたのであります。司法委員會でその問題を扱つておりますが、私どもの今日まで了解しておるところでは、司法委員會で修正の手續を執りましたか、或いは印刷の誤謬の手續を執りましたか、その邊

らしいものであるか。第三としたしましては、この船難札

て、或いは直接海官廳にやらしたらどうかというようにも、一應は考

先ず伺います。○政府委員(有田喜一君) 御指摘の通

す。これではいけませんと、結局この法律の改正をしなくつて、現行の船舶法施

正の手續を執りましたか、或いは印刷の誤謬の手續を執りましたか、その後

はよく存在せんが、とにかくそれは訂正されておるということに私は了解しております。

○理事(丹羽五郎君) 速記を止めて。

○速記(中)

○理事(丹羽五郎君) 速記を始めて。

○新谷三郎君 只今の政府委員のお話で最後の船舶法施行細則、船舶安全施行規則、船難札規則、これは更に正誤で以て落されるものと考えてよろしいのですか。

○政府委員(有田喜一君) さように御了解下さつて結構であります。

○新谷三郎君 もう一つ關聯して伺いたい。それは海運關係であつて、尙新法の施行に伴ひまして今申上げた昭和二十二年法律第七十二號關係の法律案、これに盛り込んでなくて、今日まで出ていないもので、而も法律にした方がよいという考えを持ち得るものがあるように思ふのです。それはなにか見解の相違で、御検討の結果、それは法律は要らないのだというお考えかも知れませんが、この際は一應お差支なければ聞かして頂きたいのは、これは船舶安全法關係の規定だと思ひましたが、危険貨物の運送に關する規則、それから船用品の検査とか試験に關する規定、これは省令で出ておると思ひましたが、海事に關する代價人、代價人、これは確かな營業免許のような規定があつたと思ふ。それから關東州とか外地と日本内地との間の船籍の移轉に關する省令があつたと思ひます。これらは當然法律を以て規定した方がよい事項じやないかと思ひますが、御研究の結果或いは落されたかも知れませんが、若しそういうことであれば、どういふ御見解か、この際伺つておきたい

と思ひます。

○政府委員(有田喜一君) 實はこの問題、私の方でも最初は法律事項として入れなくちやならんのかなかなかうかというので研究を始めたのであります。最後の結論として法律でな

い方がよからうということで、一應法律の改正の手續を取らなかつたのであります。詳細は法制局と直接折衝した經過を説明員に説明して頂くことをお許し願ひたいと思ひます。

○小林勝馬君 私通参りまして、皆さんから御質問があつたかと思ひます。この第二十二條第一項中の罰則でございまして、罰則はあらゆる條文を見

まして、從來のものは「百圓以上千圓以下」といふ具合に幅があつたのでございまして、今回の改正案の分は全部一律に「萬圓」「五千圓」に改める、こういうふうになつておりますが、これに對する政府の御所見を承りたいと思ひます。

○政府委員(有田喜一君) 決して改正案は一律に一萬圓となつておるわけではないのであります。例えば第二十三條の例を取つて見ますならば、現行法では「二百圓以上二千圓以下」罰金に處せしめられております。それ以下は現行法に生じておるのであります。即ち「一萬圓以下」罰金に處せしめられておることに變つておるのであります。

○小林勝馬君 只今の御説明でその條文に對するものはつきり分りました。が、この書き方でさういふふうになり

ますか。

○政府委員(有田喜一君) これは少し立法技術の問題になりますが、この二十三條中「二百圓以上二千圓」といふもの

だけでございまして、さうすると元の條文を見ますと「第三條、規定ニ違反シタルトキハ船長ヲ一萬圓以下ノ罰金ニ處シ」云々といふことになりまして

ら、私はこの書き方で當然今申しましたやうな説明の通りで改正になると、かように了解いたしておきます。

○小林勝馬君 「一萬圓以下」といふことになると、「以下」は最低は今度に入つておらないことになるわけでございますか。「以下」のいふゆる最低の金額は……

○政府委員(有田喜一君) さように御了解下さつて結構であります。實際問題として常識上おのずから「一萬圓以下」であります。最低は極端に言へば一圓ということになるであ

しうが、そこは常識上判斷で解決できると考えます。

○理事(丹羽五郎君) ちよつとお断りをいたして置きたいのでありますが、私昨日から非常に發熱をいたしました。今日こちらへ参りましたから扁桃腺が腫れまして、醫務室で診て貰ひましたら、ちよつと三十九度五分程ありまして非常に苦しいのでござい

ます。今日は委員長がちよつと差支があるものですから、委員長報告を私がやる段取りになつておりましたが、咽喉がさういふ關係でできないものでありますから、小野理事にお断りをいたしまして、私委員長代理は務めておりますが、外務、鐵道を一つお許しを願つて置きたい、かように考えます。

それから今新谷君の質問に對して大見説明員から説明を求めたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○理事(丹羽五郎君) どうぞ。

○説明員(大見和雄君) 第一の危險物船舶運送及貯藏規則につきましては、船舶安全法第二十八條によりまして、その根拠があるといふので特に指燈を取りませんでした。第二十八條と申しますのは、「危險物ノ運送禁止、運送者救助、救命艇手、操縦及機件命令ニ關スル事項並ニ危險及氣象ノ通報其ノ他船舶航行上ノ危險防止ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」とござい

ますので、この根拠に基いたものと考へて措置いたしました。それから第二の船用品取締規則の關係でござい

ます。これらには製造免許の點、罰則の點等に若干法律に根據を有する部分がござい

ますが、これらは研究の結果、特に必要としないので、失効に任せ、そうして明年になりましてから省令の改正によつて製造免許を全部型式承認の分野に取入れて措置するといふことをいたしました。それから第三に海事代價人の關係でござい

ますが、これも法律に別根拠はないことになりましたので、明年以後新たな研究をした結果、特別の制度を作ることになつております。

○新谷三郎君 大體分りました。もう一つ今の法律案の第一條の末項にあります「前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ千圓以下ノ罰金トス」といふ規定がありますが、これは政府當局の方の考えは如何でしょうか。こういう法律で以て命令に委任し得る罰の限度は大體千圓といふふうにお考えになつて「千圓」となつたのでしようか。この規則のような關係は「千圓」であつて、命令に委任し得る罰の限度といふものは「千圓」といふ額に拘わらず、尙今後別に何か標準でも考へようとい

うことでありましようか。この點の經緯をお話願ひたいと思ひます。

○政府委員(有田喜一君) お尋ねの點でござい

ますが、これは私が了解しておるところでは、船舶札規則というやうな場合には、千圓以下の罰金で適當じやなからうかといふやうな考へで、關係各者の意見では一致したやうな次第でござい

ますが、全般的に省令に委任するときに千圓以下にするといふことは餘り論議されませんので、私自身としては正確なお答えはできませんが、恐らくこれは本件に關して「千圓」といふことにつけたやうに了解してお

ります。

○理事(丹羽三郎君) この船舶法及び船舶安全法の一部を改正する法律案であります。問題に關する點、十二月三十日で行なうからといふ問題でありますので、罰則規定とか、さういふことに關聯しては一つも觸れていないので、過日政府委員から説明がありました。ただ罰金の金額を現在のインフレ状況に合せて上げたといふやうなことで、外は僅か「二」の手續上の問題らしく考へておりますが、いふ／＼外にもありますから、できま

すならばこれを一つ早く御審議を願ひたいと思つております。

○小林勝馬君 大體質問も盡きたやうでござい

ますが、一應質問を打ち切られて、討論、採決に入れんことの動議を提出いたします。

○理事(丹羽五郎君) それでは豫備審議はこれで打ち切りまして、あと法案が二つあります。國が施行する内閣貿易設備に關する港務工事に因り生ずる土地又は工作物の譲與又は貸付及び使用料の徴収に關する法律案、これが

今もうじきに衆議院の方が上ると考え
ておりますので、一括してこの討論
に入つて頂きたいと考えます。衆議院
の方が上り次第に又やつて頂きたいと
思います。休憩に入りたいと思つてお
りますが、その前に大隅さんから何
御發言があるようであります。

○大隅 二番、この機会に私お話を申
上げます次第であります。漢字局並に
につぎまして、海運當局並びに海運當
局の御理解のあるお計らいと、當又本
委員會の先議諸氏の御熱心なる御指導
と、尙且つ御理解を願ひまして、そう
して衆議院の方は二日に、参議院の方
は本日、海運當局を決定してくれま
した。私地元議員といたしまして、厚
くお禮を申し上げます。いろ／＼どうも
御禮ありがとうございました。お禮
を申し上げます。

午後三時二十四分休憩

午後六時二十八分開會

○理事(小野哲吉) それでは只今から
再開いたします。議題となりました財
政執行する内國貿易設備に關する海
運工事に關する土地又は工作物の譲
與又は貸付及び使用料の徴収に關する
法律案並びに船舶法及び船舶安全法
の一部を改正する法律案、これらにつ
きましては、すでに質疑を終つておりま
すので、これより討論に入りたいと思
ひます。内容はすでに政府委員の理由
にもありますように、明白なものでご
ざいますので、討論を省略して採決に
入りたいと思ひますが、如何でござい
ますようか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○理事(小野哲吉) それではこの兩法
案案に對しまして賛成の諸君の御起立
を願ひます。

〔議員起立〕
○理事(小野哲吉) 全會一致可決すべ
きものと決定いたしました。

尙本會における委員長の口頭報告
の内容は、本院規則第四四條によつ
て、幾多多数意見者の承認を経なけれ
ばならんことになつておりますが、こ
れは本委員長において、本案の内容、
委員會における質疑應答の要旨、討論
の要旨及び表決の結果を報告すること
として御承認を願ふことに御異議ござ
いませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○理事(小野哲吉) 御異議ないものと
認めます。

尙本院規則第七十二條によりまし
て、委員長が議院に提出する報告書に
は、多数意見者の署名を附することに
相成つておりますので、本案を可とす
る方は順次御署名を願ひます。

〔多数意見者署名〕

○理事(小野哲吉) 御署名漏れはござ
いませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○理事(小野哲吉) 御署名漏れはない
と認めます。それではこれを以て散會
いたします。

午後六時三十一分開會

出席者は左の通り。

委員長 板谷 廣助君
理事 丹羽 五郎君
橋本萬右衛門君
小野 哲君

委員

内村 清次君
小泉 秀吉君
鈴木 清一君
中村 正雄君
若木 勝蔵君
大隅 憲二君
水久保基作君
植竹 春彦君
小林 勝馬君
高橋、啓君
飯田精太郎君
尾崎 行雄君
新谷寅三郎君
早川 慎一君
北條 秀一君
村上 義一君

國務大臣

厚生大臣 一松 定吉君

政府委員

大藏政務次官 小坂壽太郎君
大藏事務官(國
有財産局長) 舟山 正吉君
厚生政務次官 金光 義邦君
厚生事務官
(保險局長) 宮崎 太一君
運輸事務官(海
運總局長) 有田 喜一君
運輸事務官(海
運總局長) 後藤 憲一君

説明員

運輸事務官(船舶
局造船課勤務) 齋藤 良平君
厚生事務官(保
險局年金課長) 岩瀬 繁一君
運輸事務官(海運
總局總務室勤務) 大見 和雄君

昭和二十二年五月二十一日

参議院事務局

印刷者 印刷局